

**法と経済学的手法による国際知的財産担保法研究
一方法論の充実と普及を目的として**
Private International Law (PIL) & Securities in
Intellectual Property, applying a Law and Economics
Approach with the aim of developing and disseminating
the methodology of PIL

河野 俊行 (KONO TOSHIYUKI)
九州大学・大学院法学研究院・教授



研究の概要

知財担保に関する国際私法のあるべき形を探りながら、国際私法における法と経済学の有用性を証明します。その前提として知財担保の実務状況を調査するとともに、国際私法の経済分析を進めます。学際的、国際的な研究方法をとり、その成果は、複数の国際フォーラムと協働しながら発信してゆきます。

研究分野：法学

科研費の分科・細目：国際関係法学

キーワード：国際私法、知的財産、担保、法と経済学、ベンチャー、金融

1. 研究開始当初の背景

私人・私企業を当事者とする国際的な紛争の解決にあたっては、まずどの国の法が適用されるかを決定しなければなりません。その決定は、各国の国会が制定する法律（国際私法）によって行われますが、その方法論は多くの国（日本を含む）において未だに19世紀にドイツで確立された方法論に拠っています。1950-60年代のアメリカの研究者による問題提起をのぞけば、これまで方法論をめぐる議論は低調でした。ほかの法分野では有力な法と経済学的手法が、国際私法の方法論として主張され始めたのは、ここ10年ほどのことです。

2. 研究の目的

知財は、企業の国際戦略において重要性を増すと同時に、特にスタートアップ段階の企業にとっては、知財を活用して信用を受けることが重要です。ところが各国の担保法、知財法とも異なっているため、国際的な知財担保が問題となる場合、どの法によって知財担保の諸問題を解決するか、がまず問題となるわけです。

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)はこの問題の重要性に気付き、平成22年6月/7月の第43回会期において、知的財産担保の国際私法ルールを含む立法ガイドラインを採択しました。しかし採択された案は、会期終了直前に、専ら交渉決裂回避を目的としたものでした。知的財産担保が国際的に活用

され、より多くの発明や創作、またはそれを実装した商品及び役務の社会への提供を生み出す原動力になるべきである、という観点からは、問題が多いと言わざるを得ません。これは従来型の国際私法方法論の限界を如実に示すものであり、方法論的な打開策が示されなくてはなりません。本研究では、知的財産担保の目的に最も適する手段は何かという発想から新たな国際私法ルールの可能性を探り、それを介して、法と経済学的手法の有用性を示したいと考えています。

3. 研究の方法

第一に、知財担保に関する実務調査を行います。第二に、法学的推論から一度離れたうえで、機能及び費用便益に基づいて国際私法ルールを分析します。具体的には、統一法の意義・機能に関する経済分析を行った上で、知財に関する国際私法ルールの分析、担保の機能分析、担保法の機能分析を行い、さらに知財担保に関する国際私法ルール分析を進めます。第三に、上記二つの手法を側面サポートするため、知財とそれをめぐる法制度を、特にファイナンスの文脈から再アプローチし、知財法と関連する法の機能的分析を進めます。第四に、研究代表者が関わる伝統ある国際的フォーラムに「場」を得てその活動の一環として成果を国際発信します。特に、研究代表者によるハーグ国際法アカデミーにおける連続講演と、研究代表者が委員長を務

める国際法協会の知財及び国際私法に関する委員会(International Law Association, Committee on IP and Private International Law)における議論とレポートが重要です。

4. これまでの成果

①ベンチャー企業および資金供給にかかわる関係者(金融機関、ベンチャーキャピタル、投資ファンド、事業会社、特許事務所、法律事務所等)に対するアンケート調査を行いました。その結果、(1)知財担保融資は、実際に利用しているベンチャー企業が少ない、(2)知的財産権を事業で利用する企業は、ベンチャーキャピタルや取引先、投資ファンド等のエクイティ・ファイナンスを利用している、(3)知財担保融資の際には知的財産権の担保価値評価は行われているが、エクイティ・ファイナンスにおいては知的財産権の価値評価は行われず、所在の確認等にとどまる、(4)担保権が設定されていても、その実行は難しいと考えられている、ということが明らかとなりました。その背後には、知財と事業が混然一体となっており、知財自体の評価そのものがしにくいという日本のベンチャーの状況があると推測されます。これはたとえばアメリカとは違うのではないかと考えられます。

②統一法は国際私法よりも優れているという立場が、内外を問わず法律学では支配的ですが、法の統一性(統一法)と選択可能性(国際私法)の優劣は条件によるのであって、その条件を洗い出す必要があります。さらに、費用面のみならず、費用と便益の両方に目配りした分析が必要です。その結果、一定の場合には国際私法が優位に立つことを証明できました。また同じ統一法と言っても、統一法の中でも、統一性が緩やかで選択可能性を内包した統一法のほうがより多くの締約国を得ていることを明らかにできました。

③国際私法の統一が必要であると一般には信じられていますが、法廷地法を適用するインセンティブが強いこと、これが他国との関係を考慮しても支配された戦略であることを明らかにしました。またゲーム理論により、自国厚生が下がっても世界厚生が上がる場合の分析が国際私法統一へ導くためのカギであることを明らかにしました。その上で、国際私法統一への必要条件として、他国との相互性、長期性、多角性が必要条件であり、さらに協力、非協力、裏切りの選択肢を与えられた国にとっての便益計算を行って、統一へ導きやすい状況を精緻に分析しました。

5. 今後の計画

平成26年9月4-5日に東京大学福武ホールにおいて国際シンポジウム The Law and Economics of High Tech Ecosystems: Intellectual Property and Venture Capital

を開催します。これは経営学、経済学、知財法学、民法学、国際私法学の内外の研究者、および知財実務家、UNCITRAL、欧州委員会の担当者を招聘し、学際的かつ理論と実務の架橋を目指して開催されます。これまでの成果をさらに発展させる試みです。さらにオンラインサーベイ用ソフトを用いて、第二サーベイを行います。これらの成果を取りまとめて英文で公刊し、国際機関との連携を強化します。

6. これまでの発表論文等(受賞等も含む)

「ベンチャー企業の資金調達における知的財産権の利用—日本のベンチャー企業および資金供給側へのアンケート調査を通じて—」(清水剛)、

「ネットワーク理論による知的財産ファイナンス分析」(寺本振透)

「知的財産ファイナンスと法理論：知的財産法の観点から」(小島立)

「知的財産ファイナンスと法理論：民法の観点から」(原恵美)

「知的財産権担保の国際私法ルールの法学的検討：UNCITRAL 立法ガイドおよび CLIP 案を素材として」(河野俊行・クレア・チェン)

「知的財産権担保の国際私法ルールの経済的分析」(河野俊行・加賀見一彰)

以上、特集「知的財産ファイナンスと法」
民商法雑誌149巻4=5合併号(2014年夏刊行予定)

Toshiyuki Kono, Cross-border Enforcement of Intellectual Property: Japanese Law and Practice, in Paul Torremans (ed.), *Research Handbook on Cross-Border Enforcement of Intellectual Property* (forthcoming in 2014)

Toshiyuki Kono and Kazuaki Kagami, Is a Uniform Law always preferable to Private International Law? – a Critical Review of the Conventional Debate on Uniform Law from the viewpoint of Economic Analysis, the Japanese Yearbook of International Law 2013 (forthcoming in 2014)

ホームページ等

<http://kibanj.toshiyuki-kono.jp/>

<http://kiban.toshiyuki-kono.jp/>